積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事	業	年	度	令和 7年度			
設	計	年	月	令和 年 月			
予	算	科	目	款	項	目	節
工	事	場	所	京都市左京区吉田泉殿町他	地内		
路絲	名又に	は河川	名等				
工	事		名	泉殿公園他危険木更新工事			
工			期	契約日の翌日から令和 8年	3月13日まで		
事	業記	果(所	3) 名	左京土木みどり事務所		単価使用年月 令和	1 年 月
工	事	番	号			歩掛適用年月 令和	1 年 月
変	更	口	数			基準適用年月 令和	1 年 月
主	工		種			単 価 地 区	
前	払 会	金 支	: 出			調整区分	

京都市 建設局



工事概要

対象公園				公園	2
作業土工	式	1	樹木伐採・抜根工	本	27
発生材処理工	式	1	植栽工	本	6

施工理由

本工事は、公園内の樹木を更新することにより、公園内や周辺施設及び公園利用者の安全な利用に寄与するものである。

				設計	汁額	請負	額
				金額	増減額	金額	増減額
7	事	費	前回	円		H	
		貝	今回	円	1 1	円	1 1
内	†	事 価 柞	各 前回	円	П	円	Ш
l Fi	4) 	今回	円	1 1	円	1 1
訳	沿弗4	沿扣虫瘤	前回	円	Ш	円	Ш
可人	1月1月1	消費税相当額		円		円	
支	給	品費	前回	円		円	
		中 年 今回		円		円	

京都市 建設局

積算参考資料 (間接費補正一覧)

単	価	 使	用	年	月	2025年8月	
歩	 掛	 適	用	 年		2025年8月	
基	準	適	用	年	月	2025年8月	
単	1	価	地		区	2601: I 地区	
調	<u> </u>	整	区		分	単独工事	
共通仮	設費(率計上)				
主	た	Z) .	エ	種	09:公園工事	
施	工	地垣	等	補	正	市街地 (DID補正) (1) -3	1.2
I	С	T 施	工	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00
現場管	理費						
施	エ	地 填	等	補	正	市街地 (DID補正) (1) - 3	1.1
I	С	T 施	工	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	補正なし	1.00
一般管	理費						
前非	ム金支	出割	合によ	る補	正	補正を行わない	1.00
財	団 法	人等	によ	る補	正	補正を行わない	1.00
契;	約保	証に	係る	補正	率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込) 等の区分	備考
作業土工	残土処理工	残土等処分	現場発生土		m3	4,100	処分費	
樹木育成工	樹木伐採·抜根工	危険木伐採(1)	支障木伐採(ランクD):幹周C=75cm以上~C=100cm 未満		本	29,900	施工費	
樹木育成工	樹木伐採・抜根工	危険木伐採(2)	支障木伐採(ランクE):幹周C=100cm以上~C=125cm 未満		本	45,180	施工費	
樹木育成工	樹木伐採・抜根工	危険木伐採(3)	支障木伐採(ランクF):幹周C=125cm以上~C=150cm 未満		本	73,760	施工費	
樹木育成工	樹木伐採・抜根工	危険木伐採(4)	支障木伐採(ランクG):幹周C=150cm以上~C=175cm 未満		本	91,590	施工費	
樹木育成工	樹木伐採・抜根工	抜根(1)	根株撤去(ランクD):根元周C=112cm以上~C=150cm 未満		本	40,530	施工費	
植栽工	根囲い保護工	浸透砕石	単粒度砕石(4号),t=150(酸素管,透水シート設置含む)		箇所	10,870	施工費	

工事名 泉殿公園他危険木更新工事		事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 緑地育成				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地育成							
		式	1				
植栽基盤改良工			_				
		式	1				
作業土工			1				
		式	1				
床掘り(参考数量)	土質:土砂,施工方法:小規模	14	1				(概)
		m3	2				
埋戻し(参考数量)	土質:土砂,施工方法:小規模	ШЭ	۷				(概)
		. 0	0				
残土処理工		m3	2				
74. E.		-12-					
土砂等運搬	作業規模:小規模,土質:土砂,運搬距離:3.3km	式	1				(概)
IN TEM							(194)
残土等処分	現場発生土	m3	2				
%工 等处别							
樹木育成工		m3	2				
倒 个 月							
바니./N.kg - 나 IP - 구		式	1				
樹木伐採·抜根工							
		式	1				
危険木伐採(1)	支障木伐採(ランクD): 幹周C=75cm以上~C=100cm未満						
		本	1				
危険木伐採(2)	支障木伐採(ランクE): 幹周C=100cm以上~C=125cm未 満						
		本	8				
危険木伐採(3)	支障木伐採(ランクF):幹周C=125cm以上~C=150cm未 満						
		本	8				

京都市

工事名 泉殿公園他危険木更新工事		事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 緑地育成				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
危険木伐採(4)	支障木伐採(ランクG):幹周C=150cm以上~C=175cm未 満						
		本	1				
抜根(1)	根株撤去(ランクD):根元周C=112cm以上~C=150cm未 満						
		本	9				
発生材等処理工							
		式	1				
発生材処理工							
		式	1				
発生材運搬(1)	発生材の種類:枝葉,運搬機械:2tトラック[普通],運搬 距離:15.8km						(概)
		t	14				
発生材運搬(2)	発生材の種類:幹,運搬機械:2tトラック[普通],運搬距 離:15.8km						(概)
		t	17				
発生材運搬(3)	発生材の種類:根株,運搬機械:2tトラック[普通],運搬 距離:15.8km						(概)
		t	4				
発生材処分(1)	発生材の種類:枝葉						
		t	14				
発生材処分(2)	発生材の種類:幹						
		t	17				
発生材処分(3)	発生材の種類:根株						
		t	4				
植栽							
		式	1				
植栽工							
		式	1				
高木植栽工							
		式	1				

- 2 -

京都市

工事名 泉殿公園他危険木更新工事		事業区分 工事区分	公園緑地整備·改修 植栽				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
高木植栽	樹木の種類: サルスベリ(H=3.0m, C=0.18m, W=1.2m), 支柱の種類: 二脚鳥居支柱(添木無, みやこ杣木使用)						
las less tra affi.		本	6				
根囲い保護工							
		式	1				
浸透砕石	単粒度砕石(4号), t=150(酸素管L=460×4本, 透水シートA=1.1m2設置含む)						
		箇所	6				
土壤改良工							
		式	1				
土壤改良		-					(概)
		m3	1				
仮設工		ШЭ	1				
WW T							
		式	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B						
		人日	36				
		717					
		<u>-1></u>					
概略発注工		式	1				
N. 时光 任 上							
		式	1				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の							
10.5%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費							
		式	1				

- 3 - 京都市

工事名 泉殿公園他危険木更新工事	工事名 泉殿公園他危険木更新工事						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費 (率計上)							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
NU th eV dee to assist I say the eV dee		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

- 4 -

京都市

特 記 仕 様 書(個別工事編)

工 事 名 泉殿公園他危険木更新工事

工事場所 京都市左京区吉田泉殿町他 地内

1 一般事項

第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和7年8月京都市)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和7年8月)」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土 木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

第2条(受注者希望方式による「完全週休2日(土日)」又は「月単位の週休2日」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休 2 日工事」の対象(受注者希望方式による「完全週休 2 日(土日)」又は「月単位の週休 2 日」)であり、「京都市建設局週休 2 日工事実施要領」
- (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休 2 日 (土日)」又は「月単位の週休 2 日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休 2 日(土日)」又は「月単位の週休 2 日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目 「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」 に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」(4週8休以上であることを明記すること。)である旨を明示すること(様式不問)。

第3条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証 (中間前払金保証を含む。) について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

2 現場条件に関する事項

第4条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼間・夜間・	交替要員
	(1 日当たりの編成人数)) // //////////////////////////////////	24 時間の別	の有無
施工箇所付近	1 名	交通誘導警備員B 1 名	昼間	無

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第5条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する 資料(見本を含む)との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等 の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法(幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

種別	細 別	材料・資材・製品
高木植栽工	高木植栽(サルスベリ)	樹木、支柱

4 建設副産物に関する事項

第6条(建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日実施)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

建設副産物	受 入 場 所	備考
建設発生木材(枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を 受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 1 5.8 km
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を 受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 1 5.8 km
建設発生木材 (根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を 受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 1 5.8 km

<産業廃棄物>

2 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合に よる確認を検査時までに監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てる ものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設 計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受 入 場 所	備考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社山正	設計運搬距離
	京都市左京区北白川地蔵谷町 1-211	L = 3.3 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業 者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真
- 3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物 GIS に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 その他事項

第7条(工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成 検査に必要な工事書類については、工期末の20日前までに提出すること。

第8条(情報共有システムの利用)

1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを利用しな

い場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン(令和6年3月) (※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認した うえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。) に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

第9条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における 遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

- (1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施
 - ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員 ~ Web 会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容について は、受発注者間の協議により決定するものとする。
 - イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroid や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の 創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する 実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とす る。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。

また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第10条(受注者希望方式による「建設局キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(令和7年4月) (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」 において、加点対象となる。

第11条(植栽工事における植替え)

1 植栽樹木等が工事完了引渡後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良(枯枝が樹冠部のおおむね2/3以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね1/3以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。)となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。

植替え時期については、甲乙協議するものとする。

なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。

- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から1年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
 - ・サルスベリ
- 5 以下の工種を植栽割増の対象とする。

工種	種 別	細別
植栽工	高木植栽工	高木植栽(サルスベリ)
植栽工	土壌改良工	土壌改良材

第12条 (近接工事との調整)

- 1 泉殿公園については、同公園内でフェンス更新工事が予定されており、伐採の時期及び植栽の時期について調整する必要がある。
- 2 調整により工期内に工事を完成させることが困難となる場合は、協議により工期変更を行うものとする。

位置図

